

# 東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が著しく困難になり、次のいずれかの要件を満たす方は**保険料が免除**となります。

【申請期間:2021年7月5日(月)~2021年11月19日(金)国保組合必着】

【対象となる保険料:2021年10月から2022年3月分まで(最大4カ月分)】

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員 ⇒ **保険料(4カ月分)を免除**

②組合員の建設産業の収入が2019年または2020年と比べて30%以上減少することが見込まれる組合員 ⇒ **保険料(2カ月~4カ月分)を免除**

収入の減少率に応じて免除期間を決定します。

＜2020年と比較する場合＞

収入の減少率	保険料の免除期間
50%以上	4カ月
40%以上 50%未満	3カ月
30%以上 40%未満	2カ月

※上記に加え、2020年の合計所得が1,000万円以下および減少が見込まれる収入以外の所得の合計が400万円以下である場合が対象です。

＜2019年と比較する場合＞

収入の減少率	保険料の免除期間
30%以上	2カ月

※上記に加え、2020年・2019年の合計所得がそれぞれ1,000万円以下および減少が見込まれる収入以外の所得の合計がそれぞれ400万円以下である場合が対象です。

【注】収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。

なお、申請の窓口はご所属の支部になります。